

上位の政策名	政策目標9 豊かな国際社会の構築に資する国際交流 協力の推進	
施策名	施策目標9 - 2 諸外国との人材交流の推進	
主管課 及び関係課 (課長名)	(主管課)大臣官房国際課(課長:村田直樹) (関係課)高等教育局留学生課(課長:黒木慎一)	
基本目標 及び達成目標	基本目標9 - 2 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成20年度) 諸外国との人材交流等とおして、国際的人材育成を推進するとともに、諸外国の人材養成への協力、我が国と諸外国の相互理解の増進、我が国の経済・社会構造の国際化等を図り、豊かな国際社会を構築する。	達成度合い又は進捗状況 概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 1 (基準年度:平成13年度 達成年度:平成16年度) 平成16年度を目途に、10万人の留学生を我が国に受け入れる。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 2 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成20年度) 私費外国人留学生学習奨励費給付制度を通じて、成績優秀で、学習意欲のある留学生が経済的に安心して勉学に専念できる留学環境の整備充実を図る。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 3 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成19年度) 留学生宿舍の整備を通じて、留学環境の整備を図る。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 4 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成19年度) 国内外において実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とするため、日本留学試験の実施を推進する。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 5 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成18年度) 諸外国の初等中等教育段階の教職員を招へいし、我が国の教育制度、教育事情に関する理解を深める機会を提供するとともに、我が国教職員との交流することにより、相互理解の増進及び教職員の資質向上を図る。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 6 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成18年度) 諸外国の行政官・学者・専門家を招へいするとともに、我が国の行政官・学者・専門家を諸外国に派遣し、交流等を通じて相互理解の増進を図り、教育・文化・スポーツ・学術・科学技術分野における二国間の連携協力関係を図る。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 7 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成18年度) スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を目的として、諸外国との交流競技会等を行うスポーツ交流事業を推進する。	概ね順調に進捗
	達成目標9 - 2 - 8 (基準年度:平成14年度 達成年度:平成18年度) 外国語教育の多様化を推進するため、英語以外の外国語教育に取り組んでいる都道府県を推進指定地域に指定し、地域の関係機関との連携のもとに実践的な調査研究を行い、外国語教育の一層の推進を図る。また、国際理解教育を推進する観点から、日本人高校生を諸外国に派遣する。	概ね順調に進捗
現状の分析と今後の	各達成目標の達成度合い(達成年度が到来した達成目標については総括) 達成目標9 - 2 - 1 留学生の受入れに関しては、昭和58年8月に策定された「留学生受入れ10万人計画」に基づき、21世紀初頭における10万人の留学生受入れを目指し、留学生の渡日前から帰国後までの各種施策を総合的に推進してきたところである。また、平成12年4月に開催されたG8教育大臣会合において、今後10年間で学生等の国際的流動性を倍増させることが合意されている。したがって、引き続き、留学生受入れの拡大を図るとともに、留学生が日本に留学して良かったと思えるような留学環境の充実を図っていくことが重要と考えられる。 我が国における留学生数は95,550人(平成14年5月1日現在、対前年度伸び率約21%)であり、目標の10万人の達成に近づいてきている。	

## 達成目標9 - 2 - 2

私費外国人留学生については、私費外国人留学生等に対する中核的な支援施策である学習奨励費の給付の充実に努めているところである。学習奨励費の支給人数は年々増加しているが、私費外国人留学生数の大幅な増加のため、給付割合は低下傾向にある。

また、国の留学生受入れ施策の基幹的制度である国費留学生の数は約 9,000 人であり、1 万人という目標に向けて計画的に整備を進めているところである。

## 達成目標9 - 2 - 3

留学生宿舎については、国立大学、公益法人等による留学生宿舎の整備等の施策を推進しているが、特に平成 13 年度においては、東京の臨海副都心地区に留学生宿舎を含む国際研究交流大学村が開村する等により、留学生宿舎の拡充が図られたところである。このように公的宿舎の数は増え、公的宿舎に入居している留学生数は前年に比して約 2,500 人増であるが、最近では留学生数の増加が更に大きいため、公的宿舎に入居できる留学生の割合は 26.9% (平成 14 年 5 月 1 日現在) に微減 (平成 13 年 5 月 1 日現在 : 29.5%) している。

## 達成目標9 - 2 - 4

従来、我が国への留学希望者が大学等へ入学するには、一般的に渡日し、私費外国人統一試験等を受験した上で、さらに大学等がそれぞれ独自に実施する試験を受ける必要があり、日本留学を躊躇させる要因の一つとなっていた。このため、平成 14 年度より新たに、留学希望者が自国にいながら、渡日前に入学許可が得られることを可能とした日本留学試験の実施を本格的に進めており、平成 14 年度においては、国内外 25 都市で実施している。

## 達成目標9 - 2 - 5

中国及び韓国より約 200 名の初等中等教育教職員を招聘し、我が国の学校及び文化・社会教育施設等の訪問や日本人教職員との交流を通じて、我が国の教育制度・教育事情に関する理解が深められ、両国間の相互理解の増進及び教職員の資質向上が図られたところである。

## 達成目標9 - 2 - 6

諸外国からの行政官・学者・専門家を招聘するとともに我が国の行政官・学者・専門家を諸外国へ派遣し、教育・文化・スポーツ・学術・科学技術分野における意見及び情報の交換を行うなどにより、専門分野における交流、ひいては二国間の相互理解の増進が図られたところである。

## 達成目標9 - 2 - 7

中国や韓国をはじめ、諸外国とのスポーツ交流について、各競技団体が実施する既存のスポーツ交流事業のほか、地方自治体へ委嘱して行う事業などにより、スポーツの普及・発展に寄与するとともに、友好親善や国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成が図られている。

## 達成目標9 - 2 - 8

我が国の高校生を中国に 24 名、韓国に 11 名それぞれ派遣し、現地の人々との交流により相互理解・友好を深めるとともに、現地の学校にて語学学習を行い、国際理解教育の推進が図られた。また、4 県を推進指定地域に指定し、当該県の 38 校で中国語及び韓国語の教育に取り組み、英語以外の語学力の向上が図られたところである。

## 基本目標達成に向けての進捗状況

留学生の受入れは、我が国と諸外国の相互理解の増進や友好関係の深化、国際社会に対する知的影響力の強化、我が国の経済・社会構造の国際化に資するとともに、人的安全保障にもつながるものである。平成 14 年度における実績結果を踏まえ、国費留学生受入れの計画的整備、私費外国人留学生等への援助、留学生のための公的宿舎の整備等、引き続き、留学環境の整備充実を図る。

教職員等の交流については、平成 14 年度より開始されたところである。二国間の相互理解の増進のためには継続的な人的交流が重要であり、引き続き教職員・学者・専門家・スポーツの交流を通じ相互理解の増進、国際交流の推進等を図る。

## 今後の課題

(達成目標9 - 2 - 1 ~ 4 について)

我が国における留学生数については、「留学生受入れ 10 万人計画」の達成に向け、着実な伸びを示しているが、高等教育機関の学生に占める留学生の割合は、我が国は 2.6 % にすぎず、英国 18.1 %、オーストラリア 14.8 %、ドイツ 11.6 %、フランス 7.6 %、米国 6.6 % に比べると低く留まっている。今後は、留学生受入れ数に応じた質的充実も重視しつつ、留学生受入れのための諸施策を総合的に推進していくことが重要であると考えられる。

私費外国人留学生に対する支援については、学習奨励費の支給人数は年々増加しているが、私費外国人留学生数の大幅な増加のため、支給率は減少傾向にある。私費外国人留学生が勉強意欲を高め、経済的に安心して修学し、生活する基盤を整備するために、学習奨励費支給人数の更なる増加に努めるなど、支援制度の充実を図ることが課題である。

留学生の宿舎については、公的宿舎に入居している留学生数は増加しているが、留学生数の増加が更に大きいため、入居割合は低下の途をたどっている。留学生の宿舎は、日本において留学生が充実した留学生活を送るための基礎となるものであり、良質で低廉な宿舎を確保することが生活・勉学上必要であり、国公私立大学の留学生宿舎の建設、大学附置の一般学生寮への入居促進や地方公共団体、民間団体等による留学生宿舎の建設の促進、公営住宅への入居促進、企業の社員寮の提供等各方面の協力を得つつ、引き続き留学生宿舎の整備を進めることが課題である。

また、平成 14 年度より本格的に実施した日本留学試験については、留学希望者の負担軽減のため、本試験の着実な実施と定着に努める必要がある。

<p>評価結果の15年度以降の政策への反映方針 (政策評価法第11条に基づく総務大臣への通知事項)</p>	<p>国費留学生受入れの計画的整備、私費外国人留学生等への援助、留学生のための公的宿舎の整備、渡日前入学許可を可能とする「日本留学試験」を推進する等により、引き続き、留学生が日本に留学して良かったと思えるような留学環境の整備充実を図る。</p> <p>また、現在、中央教育審議会大学分科会に新設した留学生部会(部会長：木村 孟 大学評価・学位授与機構長)において、外部有識者の参画のもと、留学生受入れの量的拡大に対応した質的充実の重視、大学等における教育研究の高度化と国際競争力の強化を図るための諸施策の充実、渡日前から帰国後に至る体系的な留学生受入れ支援体制の充実等、ポスト10万人計画を含めた新たな留学生政策のあり方について検討をしているところであり、今年度を目途に中間的な取りまとめを作成予定である。</p> <p>教職員、学者専門家・スポーツ等の交流については、諸外国との相互理解の増進を図るため、引き続き交流の推進を図るとともに、より効果的な交流が図られるよう予算にも反映させていく。</p> <p>ユネスコ国際大学院コース(化学・化学工学(昭和40年度～)、微生物学分野(昭和48年度～))を通じて、我が国は、開発途上国から大学院程度の研修生を我が国の大学に受け入れを行ってきた(約900名)。研修を受けた研修生の多くが帰国後、自国の大学等で学長や上級研究者となっていること等、本事業を通じて途上国の研究者養成に多大な貢献し、当初の目的を達成したと言える。今後、本事業の成果を踏まえ、海外の大学等との協力・連携関係を広げ、これまでに構築されてきた研究者・大学等間のネットワークを更に発展・強化することにより、国際事業を通じた我が国の大学等の活性化を期待する。国際的な要請を踏まえ、ユネスコの多国間の枠組み等を活用した、開発途上国の若手研究者養成等の新たな事業展開が求められる。</p> <p>また、フルブライト・メモリアル基金事業については、教員の交流等により教育を通じた日米間の相互理解に大きく貢献してきた。今後も効果的な人物交流事業として継続していく必要がある。</p>																																																	
<p>指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我が国が受け入れている留学生数(人) (対前年度増加率(%))</td> <td>51,298 (0.5)</td> <td>55,755 (8.7)</td> <td>64,011 (14.8)</td> <td>78,812 (23.1)</td> <td>95,550 (21.2)</td> </tr> <tr> <td>公的宿舎に入居している留学生数(人) (割合(%))</td> <td>16,476 (32.1)</td> <td>18,210 (32.7)</td> <td>20,583 (32.2)</td> <td>23,228 (29.5)</td> <td>25,743 (26.9)</td> </tr> <tr> <td>私費外国人留学生学習奨励費給付者数(人) (学習奨励費の受給者の割合(%))</td> <td>8,540 (20.6)</td> <td>8,540 (21.3)</td> <td>10,390 (19.4)</td> <td>10,850 (15.9)</td> <td>10,900 (12.8)</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	10	11	12	13	14	我が国が受け入れている留学生数(人) (対前年度増加率(%))	51,298 (0.5)	55,755 (8.7)	64,011 (14.8)	78,812 (23.1)	95,550 (21.2)	公的宿舎に入居している留学生数(人) (割合(%))	16,476 (32.1)	18,210 (32.7)	20,583 (32.2)	23,228 (29.5)	25,743 (26.9)	私費外国人留学生学習奨励費給付者数(人) (学習奨励費の受給者の割合(%))	8,540 (20.6)	8,540 (21.3)	10,390 (19.4)	10,850 (15.9)	10,900 (12.8)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>参考指標</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>我が国の高等教育機関の学生に占める留学生の割合(%)</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>2.2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>国費留学生の人数(人)</td> <td>8,323</td> <td>8,774</td> <td>8,930</td> <td>9,173</td> <td>9,009</td> </tr> <tr> <td>日本留学試験の国内外実施都市数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	参考指標	10	11	12	13	14	我が国の高等教育機関の学生に占める留学生の割合(%)	1.4	1.5	1.8	2.2	2.6	国費留学生の人数(人)	8,323	8,774	8,930	9,173	9,009	日本留学試験の国内外実施都市数	-	-	-	-	25
指標名	10	11	12	13	14																																													
我が国が受け入れている留学生数(人) (対前年度増加率(%))	51,298 (0.5)	55,755 (8.7)	64,011 (14.8)	78,812 (23.1)	95,550 (21.2)																																													
公的宿舎に入居している留学生数(人) (割合(%))	16,476 (32.1)	18,210 (32.7)	20,583 (32.2)	23,228 (29.5)	25,743 (26.9)																																													
私費外国人留学生学習奨励費給付者数(人) (学習奨励費の受給者の割合(%))	8,540 (20.6)	8,540 (21.3)	10,390 (19.4)	10,850 (15.9)	10,900 (12.8)																																													
参考指標	10	11	12	13	14																																													
我が国の高等教育機関の学生に占める留学生の割合(%)	1.4	1.5	1.8	2.2	2.6																																													
国費留学生の人数(人)	8,323	8,774	8,930	9,173	9,009																																													
日本留学試験の国内外実施都市数	-	-	-	-	25																																													
<p>備考</p>	<p>事業の合理的、効率的・効果的な実施を図るため、留学生を含む学生支援を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構の設立時(平成16年4月予定)に本省から業務の一部を同法人へ移管することを検討。</p>																																																	

# 施策目標 9-2 諸外国との人材交流の推進

## ～留学生交流の推進～

達成目標9-2-1  
平成16年度を目途に、10万人の留学生を我が国に受入れる

達成目標9-2-3  
留学生宿舍の整備を通じて、留学環境の整備を図る

渡日前から帰国後まで体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進  
 国費留学生受入れの計画的整備  
 私費留学生等への支援  
 留学生宿舍の確保  
 留学生に対する教育・研究指導の充実 等

達成目標9-2-2  
私費外国人留学生学習奨励費給付制度を通じて、成績優秀で、学習意欲のある留学生が経済的に安心して勉学に専念できる留学環境の整備充実を図る

達成目標9-2-4  
国内外において実施され、渡日前に入学許可を得ることを可能とするため、日本留学試験の実施を推進する

## ～教員・専門家等の交流～

達成目標9-2-5,6,7,8  
初等中等教育教職員招へい事業の推進  
学者・専門家交流事業の推進  
スポーツ交流事業の推進  
語学相互学習支援の強化等

諸外国との国民間の相互理解の深化  
 教職員、学者・専門家等の資質の向上  
 二国間連携協力関係の強化

諸外国との人材交流の推進

を図り、豊かな国際社会を構築する  
 我が国の経済・社会構造の国際化 等  
 我が国と諸外国の相互理解の増進及び友好関係の深化  
 国際的人材育成を推進するとともに、諸外国の人材養成への協力  
 諸外国との人材交流等を通して